

○個人研究費規程

1994年 4月 1日

制定

最終改正 2026年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人愛知大学（以下「本学」という。）に勤務する専任の教育職員及び特任教育職員（以下「専任教員」という。）の個人研究費について必要な事項を定める。

(個人研究費の定義)

第2条 個人研究費とは、学術研究を推進し、また、研究に根ざした教育の実施による教育面での質向上を図るため、本学の専任教員に対して支給される研究活動費をいう。

(交付額及び加算額)

第3条 本学の専任教員に対して別表第1に定める個人研究費を交付する。

2 次の各号に該当する場合には、前項に定める個人研究費に別表第2に定める額を、本人の申請に基づき加算して交付する。

- (1) 海外で開催される学会において報告を行う場合
- (2) 国内で開催される国際学会において報告を行う場合
- (3) 就任時1年目
- (4) 学外の学術雑誌等に掲載された場合
- (5) 科学研究費助成事業に採択された場合
- (6) 当該年度の科学研究費助成事業に採択されなかった研究課題の研究代表者であつて、かつ「採択されなかった研究課題の中でおおよその順位」が[B]評価以上の場合。
ただし、愛知大学科学研究費助成事業促進共同研究助成に採択された研究課題の研究代表者は除く。

(交付の方法及び精算)

第4条 個人研究費は、年度始めに専任教員個人に仮払いにより交付する。

2 前項の交付を希望する専任教員は、個人研究費にかかる年間研究計画書及び前年度研究報告書を所定の期日までに提出しなければならない。

3 個人研究費を仮払いにより交付を受けた専任教員は、当該年度終了までに精算を行わなければならない。

(使途の範囲及び制限)

第5条 個人研究費は、個人で行う日常的な研究活動及び教育活動に直接必要と認められ

るものに支出することができる。

- 2 個人研究費は、税法上個人の収入とみなされる経費には使用することができない。
- 3 個人研究費の使途の範囲について疑義がある場合には、研究委員会において判断する。
(執行方法)

第6条 個人研究費の執行は、専任教員個人が行う。

- 2 個人研究費を旅費として執行する場合には、豊橋研究支援課、名古屋研究支援課（以下「研究支援課」という）又は総務課における出張旅費の計算結果に基づく。
- 3 出張旅費の計算は、旅費規程第12条による。
(購入物品等の帰属)

第7条 個人研究費で購入した物品等は本学に帰属するものとし、原則として学内で使用・管理することとする。

(出張申請書及び報告書の提出)

第8条 個人研究費によって出張する場合には、出張申請書を研究支援課又は総務課に提出する。

- 2 出張が終了したときには、個人研究費執行要領に定める書類を提出する。
(事務の所管)

第9条 この規程による個人研究費に関する事務は、研究支援課又は総務課が所管する。
(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究委員会、研究政策・企画会議、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

(補則)

第11条 この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則 (制定)

- 1 この規程は、1994年4月1日から施行する。
- 2 「研究補助費に関する取扱内規」(昭和61年4月1日施行)は、廃止する。

附 則 (事務組織再編に伴う改正)

この規程は、1998年4月30日から施行する。

附 則 (国内・海外出張旅費の計算方法の変更に伴う改正)

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則 (個人研究費加算額の変更等に伴う改正)

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則 (事務組織の再編に伴う改正)

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則（全学研究体制の見直し、事務組織再編、国内・海外出張に伴い宿泊費の領収書の提出ができない場合及び旅費に関し不可避な義務的費用の取扱いの規定化及び新任教員加算追加に伴う改正）

- 1 この規程は、2006年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、事務組織再編に伴う改正については2005年4月1日から、新任教員加算追加については2003年4月1日から遡及して適用する。

附 則（個人研究費加算項目の追加及び教育職員学外研修規程の制定等に伴う改正）
この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則（競争的資金採択奨励加算額の対象の明確化並びに共同研究の場合の支給対象者の拡大、規程改廃手続きの明確化に伴う改正）
この規程は、2009年4月1日から施行する。

- 附 則**（個人研究費加算項目の削除に伴う改正）
- 1 この規程は、2010年4月1日から施行する。
 - 2 この規程の施行により、2009年度以前に競争的資金採択奨励加算を受けていた研究については、愛知大学研究助成規程第2条第4項に規定する科学研究費補助金奨励研究助成として取り扱うこととし、金額は、なお従前の例による。

附 則（事務組織の再編に伴う改正）
この規程は、2012年2月9日から施行する。

附 則（規程の改廃手続の変更に伴う改正）
この規程は、2014年5月22日から施行する。

附 則（交付の方法及び精算手続の変更、出張申請書及び報告書の提出にかかる変更並びに規程改廃手続の変更に伴う改正）
この規程は、2015年3月19日から施行する。

- 附 則**（研究助成制度の見直しに伴う改正）
- 1 この規程は、2017年4月1日から施行する。
（経過措置）
 - 2 前項の規定にかかわらず、第2条第2項第6号の措置は経過措置として本規程施行後5年間（2021年度迄）の適用をもって終了する。

附 則（交付の方法及び精算の変更並びに字句整理に伴う改正）
この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則（個人研究費の定義及び購入物品等の帰属の追加、使途の範囲の変更に伴う改正）
この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則（加算額の経過措置の適用期間延長に伴う改正）

- 1 この規程は、2022年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項第6号の経過措置適用期間は、本規程施行後5年間（2026年度迄）とする。

附 則（使途の範囲及び制限の変更、学外学術雑誌掲載加算額の上限額の設定及び加算基準の明記に伴う改正）

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則（ガバナンス体制の見直しに伴う改正）

この規程は、2025年4月1日から施行する。

附 則（個人研究費への加算対象の見直しに伴う改正）

この規程は、2026年4月1日から施行する。

別表第1 個人研究費の額（第3条関係）

（1994年4月1日施行）

事項	金額
個人研究費 1人年額	500,000円

別表第2 個人研究費への加算限度額（第3条関係）

（2026年4月1日施行）

事項	金額
海外学会報告に対する加算額	年額 150,000円
国内で開催する国際学会報告者に対する加算額	年額 20,000円
就任時1年目に対する加算額	200,000円
科学研究費助成事業に採択された者	本研究にかかる間接経費の2分の1相当額 (上限 500,000円)
当該年度の科学研究費助成事業に採択されなかった研究課題の研究代表者であって、かつ「採択されなかった研究課題の中でおおよその順位」が[B]評価以上の者。ただし、愛知大学科学研究費助成事業促進共同研究助成に採択された研究課題の研究代表者は除く。	[A] 評価の場合 100,000円 [B] 評価の場合 80,000円
学外学術雑誌掲載加算額	以下に係る実費。ただし、1掲載あたり別表第1に規定する個人研究費の年額を上限額（以下「上限額」という。）とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・学術雑誌掲載のための所定の審査料 ・学術雑誌掲載に要する所定の掲載料（外国語の校閲費用を含む） ・掲載論文の別刷購入料（上限100部）
--	--

備考

- 1 海外学会報告者及び国内で開催する国際学会報告者に対する加算額は、複数の報告を行う場合であっても、それぞれ上記の額とする。
- 2 科学研究費助成事業に複数採択された場合であっても、いずれか1つの研究を加算対象とする。
- 3 当該年度の科学研究費助成事業に採択されなかった研究課題の研究代表者であって、かつ「採択されなかった研究課題の中でおおよその順位」が[B]評価以上の者への加算を過去に受けた者は、第3条第2号第6号に定める次回の加算は前回の加算から1年以上経過後とする。また、愛知大学科学研究費助成事業促進共同研究助成を過去に受けた研究課題の研究代表者は、第3条第2号第6号に定める次回の加算は当該研究期間終了から1年以上経過後とする。
- 4 学外学術雑誌掲載加算は、学外学術雑誌への掲載が確定した時点より適用するものとし、同雑誌の刊行が諸費用の執行と同一年度か次年度のものに限ることとする。加算回数については制限なく、上限額に達するまで加算することができる。
ただし、対象となる複数の掲載がある場合、当該年度における1人あたりの加算額は、上限額を限度とする。